

ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度における
コスト算定等に関する研究会（第12回）
ご説明資料

2024年9月20日
KDDI株式会社

I

特異判定式における算定方法

2

特別支援区域の追加的コストの算定

3

MVNO提供の通信モジュール等回線数の把握

4

事業者等負荷軽減の要望

5

公衆無線LANの扱いの整理

6

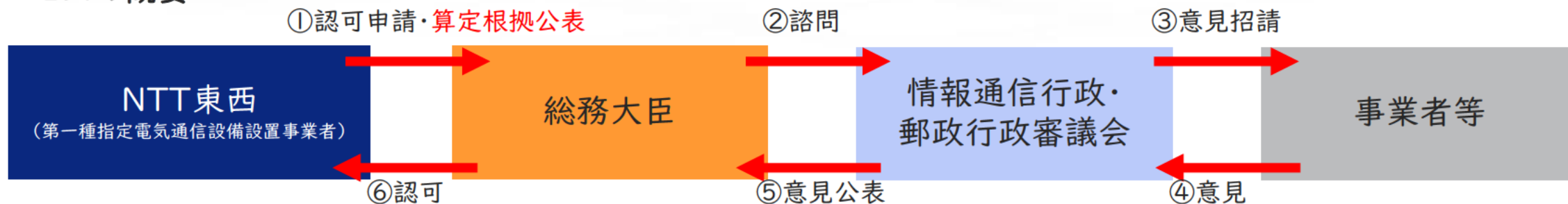
D2C (Direct to Cell) の扱いの整理

1. 特異判定式における算定方法(1/3) ~維持管理係数~

2

- 特異判定式の維持管理係数は、透明性の担保の観点から、NTT東西のご提案どおり、接続約款記載の設備管理運営費比率を用いることが適当

認可プロセスの概要



NTT東西の接続約款記載の設備管理運営費比率

(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.025	0.022
	端末系交換機能	0.048	0.046
	中継系交換機能	0.041	0.042
	中継伝送機能	0.039	0.041
	通信料対応設備合計	0.046	0.045
	データ系設備合計	0.116	0.098

公開された算定根拠(NTT東の場合)

端末回線伝送機能

区 分	端末系伝送路 (加入者回線)
①取得固定資産(回線管理運営機能除く)	7,305,437
②指定設備管理運営費(回線管理運営機能除く)	252,367
(再掲)③減価償却費(回線管理運営機能除く)	57,389
(再掲)④固定資産除却費(回線管理運営機能除く)	12,722
⑤指定設備管理運営費(減価償却費・回線管理運営機能除く)	194,978
⑥指定設備管理運営費(減価償却費・固定資産除却費・回線管理運営機能除く)	182,256
⑦設備管理運営費比率(減価償却費・回線管理運営機能除く)	0.027
⑧設備管理運営費比率(減価償却費・固定資産除却費・回線管理運営機能除く)	0.025

1. 特異判定式における算定方法(2/3) ～個別の更新費用の扱い～

3

- 標準算定式は、あくまでも平時に一般的にかかるコストをモデル化したものであるため、平時に一般的にかかるコスト以外の個別の更新費用については基本的に補填対象とならない認識
- このため、特異判定方式により算定する地域についても、同様に、**交付金の対象となる設備更新は、個別の更新費用を対象外とし、基本的に「設備の老朽化」のみに限定することが適当**
※大規模災害等の発生による特別損失については個別に対応
- なお、「設備の老朽化」を理由とした設備更新であっても、例えば、更新前の設備と同等のスペックの設備に交換する方がむしろ割高となるから高いスペックの設備に更新するといった特別な事情でもない限り、更新前の設備よりもより高いスペックの設備への更新はサービス維持の範疇の設備更新としては正当化されず、交付金算定の対象外にすべき

~~① 道路拡幅工事等に伴う設備移転のための除却・再投資~~

~~⑤ サービスマイグレーションとして行う設備更新~~

~~② 鳥獣害等により損壊した設備の復旧~~

※サービス維持の範疇(市場における技術進展に追随する設備更新を含む)
を超えると考えられる更新については、交付金算定対象から除外

③ 老朽化等による故障等に伴う設備取替

~~④ 災害等により損壊した設備の復旧~~

1. 特異判定式における算定方法(3/3) ~放送役務との費用配賦~

- **放送サービスの費用配賦については、制度の複雑さ等を回避することも念頭に、規制コストの増大等とのバランスも踏まえて判断する必要があることから、伝送方式や放送サービスの利用の有無に関わらず2/3の費用配賦によって通信に係る費用を把握することが適当という整理がこれまでの議論の結果と理解**
- **このため、特異判定式が適用される地域における放送サービスの費用配賦についても、これまでの議論の結果としての整理と同じく、2/3の費用配賦により通信に係る費用を把握することが適当**

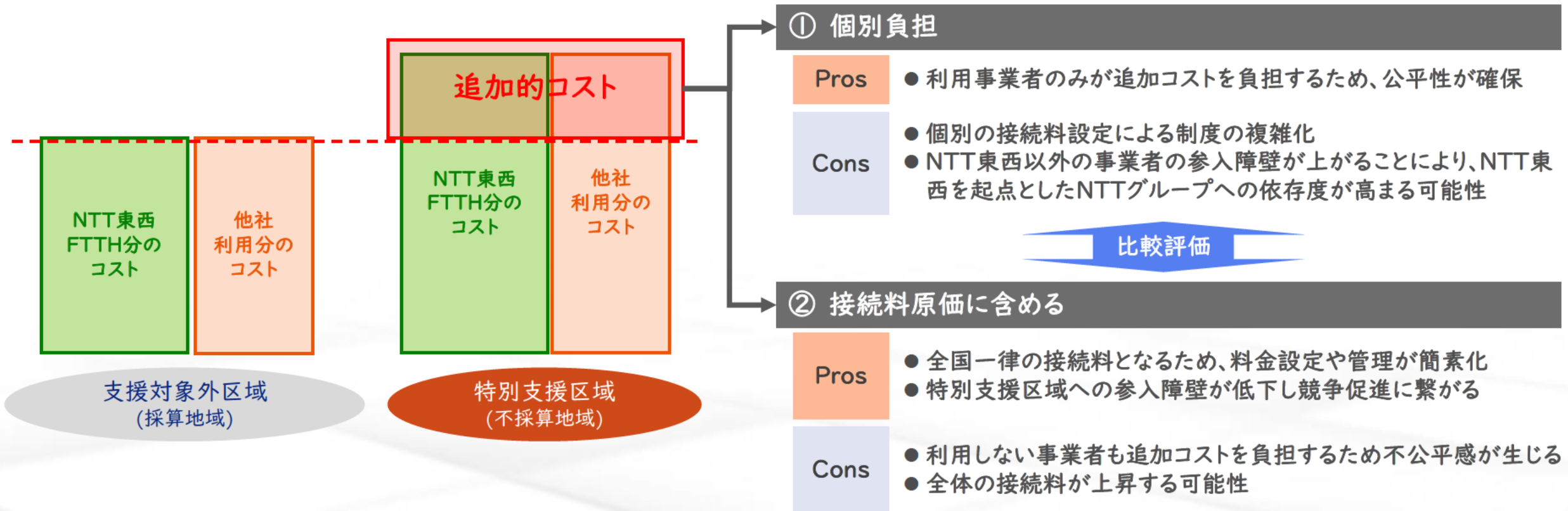
(参考)「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申(2024年3月28日)
P20 抜粋

一芯の場合における、こうしたRF方式とIPマルチ方式に関わらず2/3のコストドライバにより通信に係る費用を把握する方法が適切か否かは、技術の進展、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを行うことが重要である⁹。

⁹ 第6回コスト算定研究会(令和6年1月22日)においては、放送サービスを利用する利用者分に限定して、支援区域における一芯方式の費用配賦を検討してはどうかとの提案もあったところ、規制コストの増大等とのバランスも踏まえ、運用実態等も勘案して継続検討事項とすることが望ましい。また、そもそもBBユニバ制度において、放送に係る費用は交付金算定の対象外である。いずれにせよ、今後の技術革新の動向やブロードバンドネットワークを活用して放送サービスを提供する事業者の状況なども注視しながら、通信と放送の費用配賦の基準の在り方については継続的に検討することが望ましい。

2. 特別支援区域の追加的コストの算定

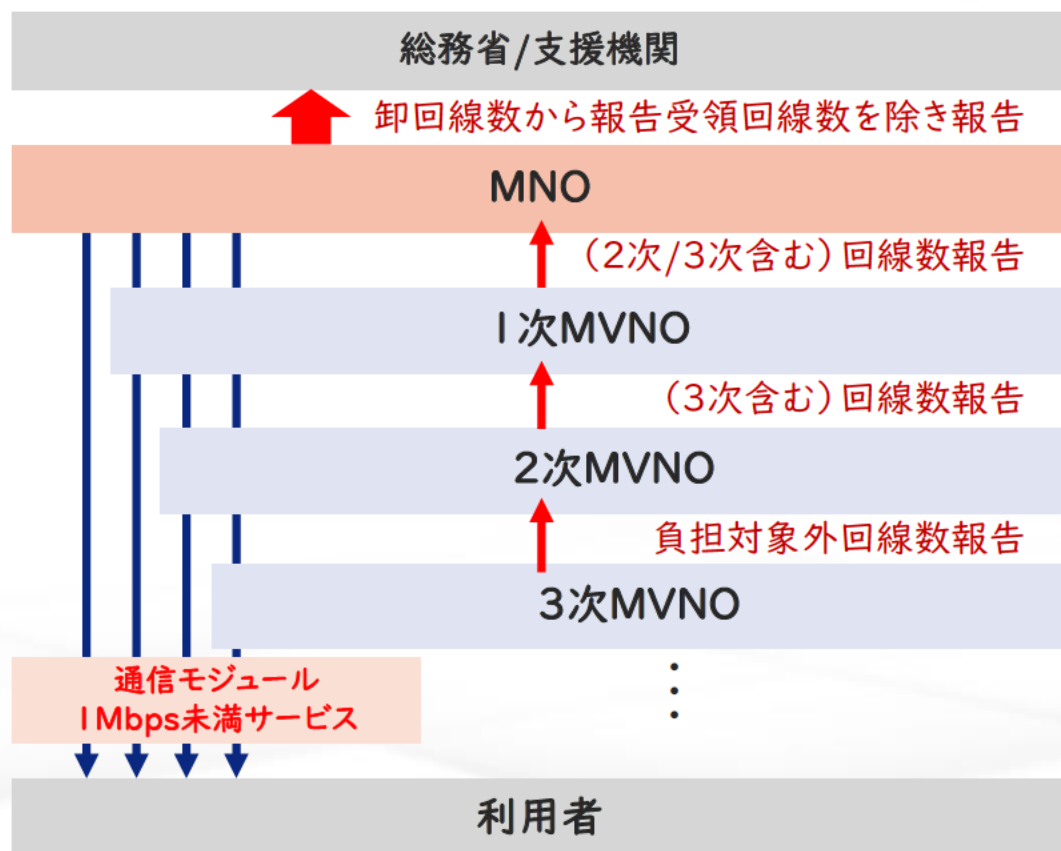
- 全国約23万の町・字のうち、13,457町・字が総務省により特別支援区域に指定（8月）
- 特別支援区域の追加的コストの算定について、以下の方法を採用した場合の影響を比較評価できるよう、**NTT東・西にそれぞれの試算値を提示いただくことを要望**
 - ① 特別支援区域の光ファイバ利用に適用される追加的な接続料を設定（＝個別負担）する場合
 - ② 特別支援区域の追加的コストを全国均一接続料原価に含める場合
- **比較評価後に、事業者間の公平性や制度運用の簡便性の程度等を踏まえ、総合的に判断することが適当**



3. MVNO提供の通信モジュール等回線数の把握

- MVNOが提供する通信モジュールの回線数と1Mbps未満サービスの回線数の把握主体はMNOが適当
- MVNOガイドラインの改訂等を通じて、MVNOからMNOへの回線数報告の具体化、運用構築が必要
- MNO・MVNOの事業運営に過度な負荷がかからないよう配慮が必要

報告フロー（把握主体:MNO）



把握する主体別の課題

総務省 (支援機関)

- 3万契約未満のMVNOが提供する通信モジュール回線数の把握ができない
- MNOがMVNO毎の通信モジュール回線数を把握できないため、MVNO毎の通信モジュール比率を算出せずに全回線分を転嫁する場合には不公平感が生じる可能性

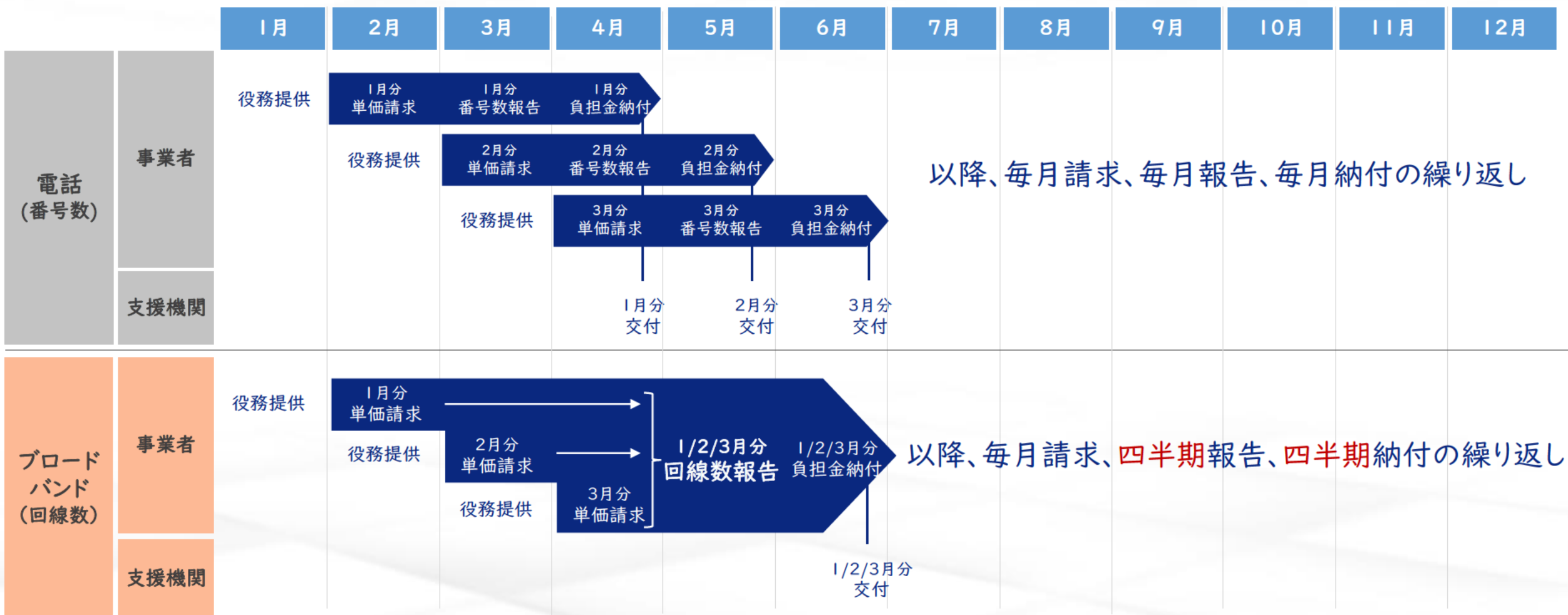
MNO

- MVNOガイドラインの改訂が必要
- 社間の契約等により運用されることとなり、制度的な担保が困難

4. 事業者等負荷軽減の要望

7

- 電話のユニバーサルサービス同様に、毎月末の回線数を毎月報告（電話のユニバの場合は毎月末の電気通信番号の数）することは、事業者・総務省・支援機関（TCA）の負荷が甚大であることから、四半期単位での報告（n月末時点回線数を明記）とすることを要望



5. 公衆無線LANの扱いの整理

- 弊社の公衆無線LANサービスは、携帯電話契約者やau PAYアプリ利用者などに対して、原則申し込み不要、無償で提供
- このような形態で提供されるサービスに対して、ユニバーサルサービス料を転嫁することは、利用者の理解が得られないだけでなく、複数サービス利用者に対して二重・三重に請求されるおそれもある
- 通信障害発生時・災害時における通信手段の確保など公共的役割を果たしていることも踏まえ、負担対象役務に公衆無線LANを位置付けることは、慎重な検討が必要

au Wi-Fi SPOT

月額利用料	特定の料金プラン以外にご加入の場合：無料*1
申し込み	原則、不要*2
対応機種	スマートフォン(5G/4G LTE)、ケータイ(4G LTE)、タブレット(5G/4G LTE)等
対応スポット	全国のau Style/auショップ トヨタ販売店、トヨタレンタリース店、ジェームスの店舗 

au Wi-Fi アクセス

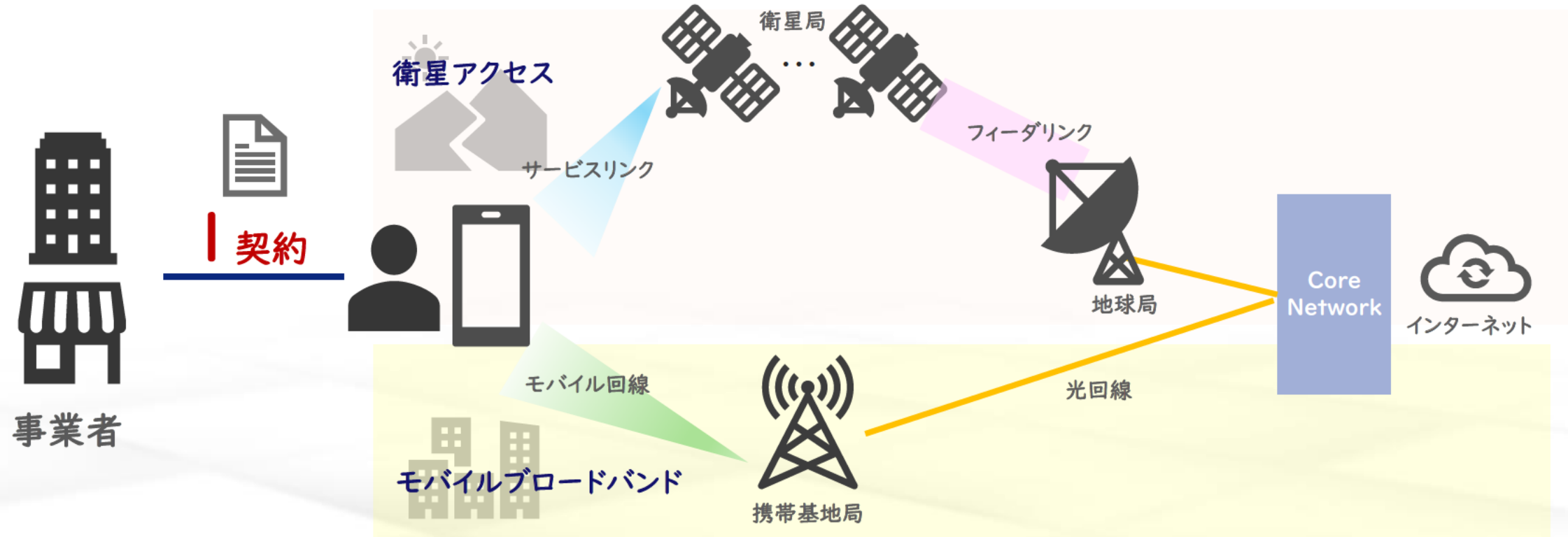
	セキュリティモード	スタンダードモード
提供対象	auスマートパス プレミアム会員 *au契約なし可	au PAYアプリ利用者 *au契約なし可
対応スポット	au/Wi2のアクセスポイント	
対応機器	スマートフォン/タブレット 1台 および パソコン/ゲーム機等 1台	スマートフォン/タブレット 1台
VPN機能	あり	なし

※1:LTEダブル定額 for Tab/for Tab(i)に加入の場合は513円/月(月の途中での加入または解約した場合、利用日数分の日割額)

※2:LTEダブル定額 for Tab/for Tab(i)に加入の場合は申し込みが必要。「LTEダブル定額」、「ダブル定額(ケータイ/V)」、「ダブル定額Z(ケータイ/V)」、「LTEデータプリペイド」に加入の場合、au Wi-Fi SPOTは利用不可。

6. D2C (Direct to Cell) の扱いの整理

- D2C (Direct to Cell) を契約する携帯電話利用者は、**原則的にはモバイルブロードバンドの便益を享受しているものであり、応分の負担をすることは適当**
- しかしながら、D2Cは、利用者にとって、地上ネットワークと衛星ネットワークの区別なく、**単一の通信サービス（モバイルブロードバンド、携帯電話）のエリア拡大による利便性向上と認識されることから、D2Cサービスは（D2C単体サービスとして提供するものでない限り）、1回線として扱うことが適当**



「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

